

京丹後市組織・機構編成方針（改訂案）

平成 17 年 10 月策定

平成 22 年 3 月改訂

第 1 はじめに

この方針は、市政が市民の行政ニーズに的確に応え、市民満足度の高い行政サービスを提供するとともに、第 1 次京丹後市総合計画を実現するため、その組織・機構のあり方を定めるものである。

また、地域が自己の権利と責任を併せ持つ地域主権の時代、住民ニーズがさらに複雑多様化・高度化するこれからの時代において、地方の個性や特性を生かした自主・自律的なまちづくりを進めていくためには、市民と行政がより強固に連帯や協働を進め、限られた行財政資源を最大限に活用するとともに、行政の迅速で適宜の意思決定及び執行が可能となるような簡素かつ効率的な組織・機構としていく必要がある。

本市においては、この方針を実現するために、財政見通しや定員適正化計画等との整合を図りながら、不断の見直しにより組織・機構を構築していくものとする。

第 2 組織・機構のあり方の規準について

- 1 地方自治法第 138 条の 3 において、普通地方公共団体（以下単に「地方公共団体」という。）の執行機関の組織の原則及び各執行機関相互間の連絡調整による行政機能の一体性の確保について、次のように定められている。
 - (1) 地方公共団体の執行機関の組織は、地方公共団体の長の所轄の下に、それぞれ明確な範囲の所掌事務と権限を有する執行機関によって、系統的にこれを構成しなければならない。
 - (2) 地方公共団体の執行機関は、地方公共団体の長の所轄の下に、執行機関相互の連絡を図り、すべて、一体として、行政機能を発揮するようにしなければならない。
 - (3) 地方公共団体の長は、当該地方公共団体の執行機関相互の間にその権限につき疑義が生じたときは、これを調整するよう努めなければならない。
- 2 また、同法第 158 条において、地方公共団体の長が、その権限に属する事務を分掌させるために設置する内部組織について、次のように定められている（同条第 3 項省略）。
 - (1) 地方公共団体の長は、その権限に属する事務を分掌させるため、必要な内部組織を設けることができる。この場合において、当該地方公共団体の長の直近下位の内部組織の設置及びその分掌する事務については、条例で定めるものとする。
 - (2) 地方公共団体の長は、前項の内部組織の編成に当たっては、当該地方公共団体の事務及び事業の運営が簡素かつ効率的なものとなるよう十分配慮しなければならない。
- 3 上記の規定は、地方公共団体の各執行機関の組織の原則とその長の権限に属する事務を分掌させる内部組織の設置を明らかにしたものであり、当然のことながら、これらの規準に基づき本市の組織・機構のあり方を考えるものとする。

第3 組織・機構に関する考え方

1 組織・機構のあり方の方向性

財政見通しや定員適正化計画等と整合を図りつつ、市民にとってわかりやすく、簡素かつ効率的な組織を目指すため、将来的には、市民の合意を得ながら、行政機能の集中を視野に入れた市の組織・機構を構築していかなければならない。

また、本庁、市民局、外部行政関連施設を問わず、適切な人員配置や事務配分となっているか検証を行う中で、機能重複部署の整理統合、事務事業のアウトソーシングやスクラップ・アンド・ビルドを徹底させ、行政組織を肥大化させないように不断の見直しを行っていかねばならない。

2 本庁及び市民局の組織のあり方

本庁及び市民局の組織のあり方については、現状と経過を踏まえ、次のように位置付けるものとする。

(1) 本庁（分庁舎）

本庁は、計画の立案、調整、施策・事業の推進などを中心とした機能を担い、加えて市民局で提供する以外のすべてのサービスを提供する機関とする。

(2) 市民局

市民局は、市民の身近な窓口サービスの提供を中心とした総合出先機関であるとともに、市民と行政が協働して地域づくりを推進していく機関とする。

第4 組織・機構の編成手法

1 効率的な行政サービスの提供が可能な組織・機構の構築

財政見通しや定員適正化計画等との整合を図りつつ、サービスの提供において適切な人員配置や事務配分となっているか検証を行う中で、スクラップ・アンド・ビルドや機能重複部署の整理統合など、より効率的な行政サービスの提供が可能な組織・機構の構築に向けて不断の見直しを実施する。

2 迅速で機能的な組織・機構の構築

(1) 各部局が目的に応じた組織の形成や枠配分予算の編成等、法令の範囲内で、段階的に、市長の権限を部局長等に委譲する。

(2) 各部局が所掌する計画や施策、事業、課題等を体系的に統括管理し、部局間、職員間等の意思疎通や情報共有を深めながら、政策の実現が有効にマネジメントできる部署及び組織横断的なチーム等の設置をさらに検討し、より一層政策推進に向けた機能の充実を図る。

(3) ITを活用した迅速で効率的な事務処理システムをさらに進める。

(4) 総合計画の進行管理、予算と連動した施策評価、事務事業評価等、細部にわたって執行状況を点検できる行政評価制度の実施体制を引き続き充実・強化する。

3 主体的に目標を設定し施策を実現する組織・機構の構築

各部局が主体的に目標設定を行い、達成度を確認することで、行政施策が確実に実現できる組織・機構の構築を図る。

4 危機管理体制の整備

- (1) 災害の発生や疫病の蔓延(まんえん)など突発的な課題に対応するため、平成 18 年 4 月に設置した危機管理監を中心に、日頃から防災意識の高揚、資器材の整備、機能的な対策本部の設置など危機管理体制の一層の充実を図る。
- (2) 災害等の対応のみならず、行政に対する市民からの信頼の喪失を危機ととらえ、組織全体で共通の危機管理意識を共有することが重要であることに鑑み、危機管理マニュアルの整備・充実により日頃から職員の危機管理意識の徹底を図り、効果的な初動体制を確立する中で、危機に迅速に対応できる体制作りをさらに推進する。

5 多様な人材による組織・機構の構築

職員の資質向上と能力開発に努め、各種研修を充実し、意欲と行動力を持って地方分権型社会で活躍できる多様な人材を育成する。また、人事評価制度を充実させ、職員が意欲や能力を職務に最大限に発揮できるような仕組みをつくり、組織の活性化及び行政サービスの向上を図りつつ組織機構を構築していく。

第5 外部行政関連施設のあり方

外部行政関連施設（病院、保育所、幼稚園、学校、消防署及び環境衛生施設等をいう。）は、その設置目的が効果的に実現することはもとより、市民がより質の高い行政サービスを楽しむことができることを基本に、施設の規模、利用状況、利便性、経済性等を考慮しつつ、各施設について概ね次のとおり管理運営を行うこととする。

1 病院

京丹後市立病院改革プランに基づき、2つの市立病院を統括する体制について検討する。また、2病院間における情報の共有化を図るためのシステムを構築するとともに、医師相互派遣や看護師等の人事交流を進める。

2 保育所・幼稚園

京丹後市保育所再編等推進計画に基づき、小規模保育所等の統廃合を進めるとともに、一部保育所の民営化を図る。また、統廃合にあわせた幼保一体化又は一元化について検討する。

3 小・中学校

学校規模の適正化を図るため、児童生徒の将来推計人数等を踏まえて「京丹後市学校再配置計画」を策定し、同計画に基づく小・中学校の再配置を推進する。

4 消防署（消防本部）

市民の生命・財産を守るために、機動力が最大限に発揮でき、かつ、職員の安全が確保できるよう、組織や体制について不断の点検及び見直しを行う。

5 環境衛生施設等

施設の規模、利用状況、利便性、経済性等を考慮して、民間委託等の方策を検討・推進する。

附 則（平成 17 年 10 月 13 日）

この方針は、平成 17 年 10 月 13 日から施行する。

附 則（平成 22 年 3 月●日）
この方針は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。